

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入

■制度の概要■

1 削減義務の対象

- 対象となる施設 温室効果ガスの排出量が相当程度大きい事業所
 - ※ 燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1500 kJ/年以上の事業所
- 対象とするガス 特定温室効果ガス(燃料・熱・電気の使用に伴って排出されるCO₂)

2 削減義務の開始

- 制度開始 2010 年度(平成 22 年度)
 - ※ 檢証機関の登録など、対象事業所の事前準備に必要な部分は 2009 年度から施行
- 計画期間 規則で定める期間(5 年間程度。例: 第一計画期間は 2010~2014 年度など)

3 削減義務の内容

特定温室効果ガスの総量削減義務

- 基準排出量 規則で定める期間における平均排出量(2005~2007 年度の平均排出量など)を用いて、総排出量を削減した事業所について(は、その成果が反映されるよう努めを行う。(2002~2004 年度の平均排出量に変更するなど))

削減義務率 専門的知識を有する者の意見を聽いて、事業所の特性を勘案して規則で定める

区分ごとに規則で定める。

- ※ 削減に向けた対策の推進の程度が特に優れた事業所については、削減義務率を軽減
- 排出量等の検証 排出量や削減量は、知事の登録を受けた検証機関の検証を受けることが必要
- 履行手段 ① 省エネなど、自らの事業所で削減対策を実施
 - i) 省エネなどによる特定温室効果ガス排出量の削減
 - ii) その他ガス(特定温室効果ガス以外の温室効果ガス)の排出量の削減
 - iii) 前計画期間から継り越した超過削減量
- 他者が実施した削減対策による削減量の取得
 - i) 他の事業者(事業所)が削減義務量を超えて削減した量
 - ii) 都内の中小規模事業所が省エネ等により削減した量
 - iii) 都外の事業所における削減量
 - iv) 再生可能エネルギーの環境価値(例: グリーン電力証書など)
 - v) その他、規則で定めるもの

◆ テナントビルへの対応 ビルオーナーを義務対象の基本としつつ、その上で、

- ① 全てのテナント事業者に、オーナーの削減対策に協力する義務
- ② 一定規模以上のテナント事業者には、温暖化対策の計画書を作成・提出する義務

4 実効性の確保

- 取組の優れた事業所に対する評価・表彰
- 削減義務未達成の場合
 - 不足量を削減すべき措置命令(削減すべき量は義務違反による加算分を含む)
 - 措置命令違反
 - ・罰金(上限 50 万円)
 - ・知事が代わって必要量を調達(費用は違反者に求償)

■制度フロー■

対象事業所 東京都(知事)

「地球温暖化対策指針」など、各種ガイドラインの策定
・地球温暖化対策計画書の策定指針
※
• 温室効果力ス排出量・削減量の算定・検証
• 優良特定温室効果ガス事業者の認定※
• 檢証機関の登録※
など
※ 専門家の意見を踏まえて設定

「削減対策事例集」等の作成

○基準排出量の決定

申請 通知

・基準排出量の申請

「地球温暖化対策計画書」の作成・公表
・前減目標
・削減対策の計画
・削減対策の実施状況
・前年度の温室効果ガス排出量
・削減義務の履行状況
・省エネなど、自らの事業所で削減対策の実施
△取引による削減量の取得

指針等を踏まえて作成

期間中、毎年度提出

助言等

△省エネなど、自らの事業所で削減対策の実施
△取引による削減量の取得

削減計画期間
○計画内容の確認・助言、公表等
○義務履行に向けた進捗状況の確認
○確認・助言、公表等

整理事期間
○義務履行状況の確認

助言等

【削減計画期間終了までに
削減義務が達成できていない場合】
△取引による削減量の取得

義務履行期限

△削減義務未達成の場合
措置命令
義務不足量 × 最大 1.3 倍の削減

命令違反の場合
罰金(上限 50 万円)
△知事が命令不足量を調達し、
その費用を請求

・罰金(上限 50 万円)
△知事が代わって必要量を調達(費用は違反者に求償)